

議第 3 9 号

呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和 6 0 年呉市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (営業所の設置等) 第 1 0 条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。 2 ～ 5 略 | (営業所の設置等) 第 1 0 条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。 2 ～ 5 略 <u>6 浄化槽保守点検業者は、第 1 項の規定により営業所に置いた浄化槽管理士に、規則で定める研修を、第 2 条第 2 項に規定する登録の有効期間ごとに 1 回以上受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> |
| 6 ～ 8 略 | 7 ～ 9 略 |

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業者の登録又は更新の登録を受けている者については、当該登録又は更新の登録の有効期間の満了の日までは、この条例による改正後の呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第 1 0 条第 6 項の規定は適用しない。

(提案理由)

浄化槽法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。